

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																				
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="259 635 779 970"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第7条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	<p>第1条～第5条</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1102 635 1621 1043"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td><u>環境安全管理センター</u></td></tr> <tr><td><u>放射線研究室</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第7条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	<u>環境安全管理センター</u>	<u>放射線研究室</u>	
学内施設名																						
図書館																						
大学教育センター																						
産官学連携・知的財産センター																						
国際センター																						
保健管理センター																						
総合情報メディアセンター																						
学術研究支援総合センター																						
科学博物館																						
学内施設名																						
図書館																						
大学教育センター																						
産官学連携・知的財産センター																						
国際センター																						
保健管理センター																						
総合情報メディアセンター																						
学術研究支援総合センター																						
科学博物館																						
<u>環境安全管理センター</u>																						
<u>放射線研究室</u>																						

別表（第6条第2項及び第3項関係）	別表（第6条第2項及び第3項関係）															
<table border="1" data-bbox="259 229 779 491"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 229 779 268">組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 268 779 306">環境管理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 306 779 344">放射線研究室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 344 779 383">女性キャリア支援・開発センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 383 779 421">キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 421 779 459">学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 459 779 491">アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	環境管理施設	放射線研究室	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	<table border="1" data-bbox="1097 229 1617 491"> <thead> <tr> <th data-bbox="1097 229 1617 268">組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1097 268 1617 306">削る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 306 1617 344">削る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 344 1617 383">女性キャリア支援・開発センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 383 1617 421">キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 421 1617 459">学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 459 1617 491">アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	削る	削る	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	
組織及び施設の名称																
環境管理施設																
放射線研究室																
女性キャリア支援・開発センター																
キャリアパス支援センター																
学生活動支援センター																
アグロイノベーション高度人材養成センター																
組織及び施設の名称																
削る																
削る																
女性キャリア支援・開発センター																
キャリアパス支援センター																
学生活動支援センター																
アグロイノベーション高度人材養成センター																

附 則（20 経教 規則第19号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。